

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」について

1 変更の趣旨

廃棄物等推計量の増加、汚染地下水の残留等により、実施計画の期限であった平成24年度末までに事業を完了することが困難となったことから、平成25年度以降も国の財政支援を受けて事業を実施するため、実施計画を変更しました。

2 主な変更内容

(1) 廃棄物等の撤去

廃棄物等の推計量を99万9千トンから114万9千トンに変更（15万トン増加）し、平成25年度中に全量撤去を完了します。

(2) 汚染拡散防止対策

廃棄物等の撤去後も現場内に残る汚染地下水について、揚水井戸を増設することにより、積極的かつ効率的に揚水して浄化します。

汚染地下水が環境基準に適合するまでの浄化期間は、廃棄物等の撤去後8年間と見込み、その後1年間の水質経過観察期間を経て、平成34年度までに終了します。

(3) 事業実施期間

平成24年度としていた事業実施期間を平成34年度まで10年間延長します。

(4) 事業費

平成15年度から平成34年度までの事業実施期間における総事業費を約434億円から約477億円に変更（43億円増加）します。

3 事業計画

区 分		H25	H26	H27	H28		H33	H34
廃棄物等の撤去	廃棄物・汚染土壌の撤去	■						
	仮設構築物の解体撤去、場内整備		■					
汚染拡散防止対策	汚染地下水の水質				●	→	●	→
	汚染地下水のモニタリング	■	■	■	■	■	■	■
	現場地下水の調査・解析	■						
	浸出水処理施設	■	■	■	■	■	■	■
	浸出水処理施設等の解体撤去							■
県境部の地下水流入防止対策工		■						